全国市町村情報管理主管課長会(仮称)の設立について

1 提案の趣旨等

近年の情報通信技術の進歩により、社会全体がネットワーク社会へと進んでおり、市 町村においても電子自治体の実現へ向けた取り組みを推進している。

このような状況を踏まえ、インターネット等の情報通信技術を活用した全国市町村の情報交流の場を設け、市町村相互の連携を深めつつ、諸般の課題解決を図るための活動の場が必要ではないかとの意見がかねてから寄せられていたところである。

上記の提案を踏まえ、全国都道府県情報管理主管課長会等の既存課長会の役員にも意見を聴取し、総合的に判断した結果、全国市町村情報管理主管課長会(仮称)(以下、「本会」という。)の設立を提案することとなった。

2 本会の会員

(財)地方自治情報センター(以下、「センター」という。)の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村(地方自治法第252条の19第1項の指定都市は除く。)の情報管理主管課長を会員とする。

3 設立総会までの進め方

(1)設立準備委員会

設立準備委員会の設置

市、町村から選出されているセンターの評議員(10名)において構成される設立準備委員会委員会を設置する。

なお、委員会の事務局はセンターが担うこととする。

設立総会案件の検討・決定

設立準備委員会(2回:6月、10月)を開催し、設立総会案件(会則、細則、 運営方法、役員)について協議・検討し、決定する。

(2) 設立総会

開催日時:平成14年10月18日(金)10:30~12:00

開催場所:東京・池袋サンシャインシティ サンシャイン60

トリアノン(プリンスホテル) 59階 櫻

各都道府県から選出した2団体及び設立準備委員会のメンバーにより、設立総会を 開催する。

設立準備委員会で決定した設立総会案件を提案し、設立総会の総意により決定する。

4 設立総会出席者の選出について

(1)各都道府県選出の出席者

設立総会の出席者は、各都道府県内の正会員である市1団体、町村1団体、計2団体とする。

(2)選出方法

次の ~ の順位に基づき、センターが依頼する。

平成14年度の各都道府県の市長会、町村会の会長職に就任している団体の情報管理主管課長(以下、「会長就任団体」という。)

「会長就任団体」が指定都市ないし、非会員もしくは依頼を辞退した場合は、 平成14年度の各都道府県の市長会、町村会の副会長職に就任している団体の情報管理主管課長(以下、「副会長就任団体」という。)

「副会長就任団体」が非会員もしくは依頼を辞退した場合は、平成14年度の 各都道府県の市長会、町村会のその他の役員職に就任している団体の情報管理主 管課長

5 本会の運営方法

- (1)設立総会後については、設立総会で決定された役員及び事務局により運営を行う。
- (2)役員会議を年2回開催する。
- (3)各都道府県選出の市町村が出席する会議は当初の設立総会のみとし、以降の定例的 に開催する総会及び会議は設けないこととする。ただし、総会及び会議を開催する必 要がある場合には、役員会議の決定によって開催することができる。
- (4) 衛星通信やインターネット等を利用した遠隔会議を随時開催する。
- (5) 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力 要請を行う。
- 6 本会の活動内容
- (1)情報提供
- (2)講演会等の実施
- (3) センターホームページ上にコーナーを設け、調査、照会、意見交換を行う。

7 本会の運営費用

センターからの補助金をもって運営することとし、各市町村の財政的な負担はないものとする。ただし、インターネット等において情報交換を行う際の電気通信サービス、接続機器等に要する費用は各市町村団体の負担とする。

8 スケジュール

平成13年11月~12月

・既存課長会(全国都道府県情報管理主管課長会、指定都市情報管 理事務主管者会議、特別区電子計算主管課長会、全国広域市町村 圏情報管理連絡協議会、関東中核都市行政情報システム研究協議 会、近畿都市行政情報システム研究協議会)の会長等の役員にヒ アリング実施

平成14年2月

- ・全国都道府県情報管理主管課長会幹事会(2/12)において設立趣 旨説明
- ・特別区電子計算主管課長会(2/14)において設立趣旨説明
- ・市、町村及び一部事務組合等から選出されている評議員に設立趣 旨説明(2/21)

平成14年4月~5月

・設立準備委員候補(市、町村から選出されている評議員)に委員 依頼

平成14年5月

- ・全国都道府県情報管理主管課長会(5/15.16)において設立趣旨 説明
- ・指定都市情報管理事務主管者会議(5/23)において設立趣旨説明

平成14年6月25日

·設立準備委員会(第1回)開催 (会則、細則、運営方法、役員等検討)

平成14年6月28日・正会員の市町村に本会設立趣旨等の文書送付

平成14年7月

- ・近畿都市行政情報システム研究協議会(7月)において設立趣旨 説明
- ・全国広域市町村圏情報管理連絡協議会(7/10)において設立趣旨 説明

平成14年8月~9月

・各都道府県選出の2団体に設立総会出席依頼

平成14年8月~10月

・設立総会開催準備

平成14年10月3日 ・設立準備委員会(第2回)開催(設立総会提出案件の決定)

平成14年10月18日

・設立総会開催(設立総会案件の決定「会則、細則、運営方法、役 員」)

平成14年11月初旬

・専用コーナー開設

平成15年2月

・役員会議開催